市内障害福祉サービス等事業者 様

奈良市福祉部障がい福祉課長 (公 印 省 略)

令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の算定に係る届出書について

平素は本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。 さて、福祉・介護職員処遇改善加算(特別加算を含む)及び福祉・介護職員等特定処 遇改善加算の算定に係る届出書類の提出について、以下に示す通り書類の提出等のご対 応をお願いいたします。

記

1. 対象事業所

奈良市内に所在する指定障害福祉サービス等事業所(※一部サービス除く) ※加算非対象サービス…就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、 障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2. 提出書類

【障害福祉サービス事業所】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書

【障害児通所支援事業所】

- ・障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・障害児通所給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ・障害福祉サービス等処遇改善計画書

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

3. 提出期限及び提出方法

郵送にて、令和5年4月14日(金)必着

郵送先:〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号 指定係 (封筒に「処遇改善計画書等在中」等の記載をお願いします。)

4. 留意事項

- ・令和5年6月以降算定分については特例が無く、通常通りの期日での提出です。
- ・上記提出期限までに提出が無い場合は、算定開始月が1か月単位で遅れることと なります。
- ・上記提出期限までに書類の提出があった場合においても、提出書類が不足してい る等の場合は受付できません。
- ・メールや FAX での提出は受付しておりません。また、新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から、直接来課の上でのご提出についてもできる限りお控えくだ さい。
- ・年度末に向けては特に電話での問合わせが増加しますので、疑問点等がある場合 は、以下の担当係宛に質問票を使用してご質問していただくようご協力をお願い いたします。

【担当】

障がい福祉課 指定係

(事業者質問用) MAIL: jigyouqa@city.nara.lg.jp